

⑤不服申し立て・市の弁明書に対しての反論書

(市に提出した反論書)

私が令和6年9月1日付けて提起した指定障害福祉サービス事業者指定取消に関する処分に対する審査請求(令和6年(福)第6号指定障害福祉サービス事業者指定取消処分取消請求事件)、及び介護給付費の不正請求額及び加算金の請求に関する処分に対する審査請求(令和6年(福)第7号介護給付費不正請求額及び加算金請求処分取消請求事件)に関する処分庁の弁明書に対して、以下の通り反論します。

1 弁明書記載事実の認否
弁明書5頁の「(2)違反している事実関係について」の①、②、③について、否認する。

理由は、この違反とされる要因となる介護従業者(以下、介助者という)の資格について、2006年9月に行われたさいたま市と当団体との話し合いの中で「市の裁量で、これまでと同様みなし資格でできるようにする」ということで提案があり合意し、それ以降この合意に基づいて行ってきたからである。この合意以降、介助者の資格について市から変更等の説明や話し合いの申し入れがなく、この合意が継続していると考えられる。

また、「2人分の重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護として所定単位数を算定し、介護給付費を不正に請求、受領した。」という記載事実についても、2010年2月頃に行われた市担当者との話し

合いの中で、居宅介護等の制度から重度訪問介護に移行するにあたって、介護給付費や移動支援費等、その時に使っていた障害者の地域生活に関わる制度で得られる総額(介助料という)がこれまでよりも下がるという状況を鑑みて、市から1日30時間で請求という提案があったことによるものである。その提案を受けて、これまでその通りに請求していただけである。

これまでさいたま市と当団体で話し合いを行い、違反、不正請求とされる資格と重度訪問介護の請求時間数について市側から提案があり、そして合意し、その合意に基づいて行ってきたものである。

この時の市の裁量が、今になって違反、不正請求とされるものであるならば、これまでの間に法に則った形に変えていかなければならなかったにもかかわらず、長年に渡り市の中で引き継ぎがなされてこなかったことが、この事業者指定取消及び介護給付費不正請求とされる状況を招いた要因であり、この責任はさいたま市にある。

2 審査請求人の反論

弁明書6頁の「6 審査請求人の主張に対する処分庁の意見」の「(一)」の中で、「処分庁において、本件不正を覚知したのは、令和5年2月に処分庁の監査指導課職員により行われた運営指導(実地指導)の際であり」と言っているが、それはつまり、これまでのさいたま市と当団体との話し合いの経緯や2006年のみなし資格に関する話し合い、

2010年の重度訪問介護への移行に伴う請求時間数の変更について、さいたま市の中で引き継ぎがなされていなかったということである。

市の裁量でやると言ったことを市の中で引き継ぎなされず、それ以降にみなし資格について当団体と話し合いを行わなかったにもかかわらず、事業者指定取消と不正請求として介護給付費の返還請求という処分を行ったことは、行政法で定める信義則に反し、権利の濫用に当た

る。市の中で引き継ぎがなされず長年に渡り当団体との合意を等閑にする状況を続けていたことが、この事業者指定取消及び介護給付費不正請求とされる状況を招いた要因である。

介助者の資格は事業を行って上で重要な要件であり、また事業所を利用する障害者にとっても、介助者の資格のことがあって居宅介護や重度訪問介護等を受けられなくなるとなれば、明日から地域で暮らすことができなくなる程の重大なことである。

まさにこの状況となったのが、障害者自立支援法が成立し2006年10月から全面施行となる直前の2006年9月であって、この時のさいたま市と当団体とのみなし資格についての合意を市の中で引き継ぎがなされていなかったというのは、我々の信頼を裏切る行為である。

また、みなし資格については2006年にさいたま市から「市の裁量で行う」と提案されたものであり、みなし資格について変更等があれば市から説明等がなされるべきにもかかわらず、その後、みなし資格について市から説明や話し合い等が全く行われてこなかった。さいたま市か

ら説明や新たな提案があった記録や文章等は当団体にはなく、話し合いが行われた記録もありません。

みなし資格については、2011年8月に障害福祉課課長宛に出したヘルパー資格についての意見書の中で、「みなし資格については、継続して市と話し合いをしたい」と申し入れています。その後、それを受けてさいたま市から返答や話し合いの申し入れもありません。

みなし資格について合意後、市から変更等の説明がなく、実際に介護給付費が支払われてきたことからこの合意が継続していると考えられ、みなし資格の証明書の申請を行っていない2009年以降についても、証明書の申請が出ていないことに対して市から指導等はなく、市が指導等を行わなかったということは黙認をしていたということにもなりうる。

また、弁明書1頁の「2 本件処分に至るまでの経緯」の中で「(3)令和5年7月3日、さいたま市長は審査請求人に対し、監査(実地検査)を実施した。」とあるが、この日の監査やそれ以降に行われた監査の際にも、市側からみなし資格についての話や確認はなく、この時点で市側はみなし資格という概念を持っていなかったと思われる。

2023年2月の運営指導後、5ヶ月という期間があったにもかかわらず、みなし資格に関わることに十分に調べることをせず、そういった一方的な監査の中で「今月からは法に則った形で請求してください」と、つまりは国が定めた資格でなければ請求できないとしたことや、「無資格」「不正請求だ」と指摘し、事業者の指定取消及び介護給付費の返還請求という処分に至った

のは、我々の信頼を裏切るとともに、行政という権力の濫用である。

加えて、「2 本件処分に至るまでの経緯」の中で「(9)令和6年1月30日、さいたま市長は審査請求人に対し、聴聞及び弁明の機会との取消に係る通知を送付した。」とあるが、予定される行政処分の通知をした後に聴聞及び弁明の機会の付与を取り消したことは、我々が「みなし資格がいつ終わつたのか確認してください」と言ったことから、みなし資格について確認をするというところで取り消されたものである。これは、この処分の要因となる「資格」について十分な確認もせず行政処分を行おうとしていたということであり、それはあまりにも乱暴であり、権利の濫用に当た

る。みなし資格の申請書として「指定居宅介護事業者等の従事者資格要件に係る証明書交付申請書」を2006年10月、2007年4月、2008年3月にさいたま市に出しているが、2006年はその時に在籍していた職員分を申請し、2007年と2008年は、2006年9月の話し合いの時に市担当職員が言っていた「(平成)17年度までに介護の経験がある方」ではなく、新規で雇い入れた介助者について申請を行っている。

「(平成)17年度までに介護の経験がある方」ということであれば、なぜ、新たに雇った経験のない人を申請できたのか、矛盾がある。

新たに雇った介助者についてみなし資格の申請書を出さないということであれば、その介助者は無資格となってしまうが、実際には、2007年、2008年の新しい介助者を含む介助者全員が行った居宅介護等の請求に対してさいたま市から

全額支払われており、その状況から考えると、市がみなし資格の証明書を出していたか、若しくは介助者の資格について黙認していたということになる。

2009年以降、みなし資格の証明書の申請を行っていたデータは残っていないが、2009年以降も介助者全員が行った居宅介護、重度訪問介護等の請求に対してさいたま市から全額支払われている。

また、弁明書8頁の「みなし資格」が認められる要件として証明書の発行が必要であることを認識していたことが窺える。」とあるように、証明書の発行が必要であると認識していたからこそ、こちら側が一方的に申請を止めることは考え難い。

当時、さいたま市との話や事務手続きを行っていた者が2018年1月に急逝してしまっているのですが、この状況について確認は取れないが、なぜ2009年以降、証明書の申請が行われていないのかという疑問がある。

証明書を申請しなければならぬ状況でこちら側が一方的に申請を止めることは考え難く、その時に介助者の資格についてさいたま市から何らかの話があったのではないだろうか。

弁明書8頁の「また、同時に2人の重度訪問介護従業者は1人の利用者に対して行ったとしている指定重度訪問介護について、重度訪問介護従業者以外の者が行った場合も含め、1人で支援していたのに2人で行ったとする請求が実態に基づかない請求であることは審査請求人も認識していたはずであり、不正な請求であることに疑いを差し挟む

余地はない。」と言っているが、これについても反論する。

2010年2月頃に、市職員より、重度訪問介護への移行に伴う請求時間数の変更の提案があり、24時間介護を必要とする利用者6名は2010年3月1日に重度訪問介護へと移行した。

その際に、この1ヶ月の間に重度訪問介護事業者の申請を行い、市から指定が出されている。また、利用者は受給者証の支給量等の変更申請が必要であり、この短時間で1日24時間を超える1日30時間で支給量の決定がなされている。

現在は、重度訪問介護に移動加算を足すだけでも審査会に掛けられている状況であり、この2010年2月の重度訪問介護への変更、更に24時間を超えた1日30時間という支給量決定自体が、審査会で決定されたものではないのか。

重度訪問介護1日30時間の合意があつて重度訪問介護に移行したということであれば、この1ヶ月間の受給者証の変更、事業者指定ということとは考え難い。

また、事業者指定取消及び介護給付費不正請求とされる要因となるみなし資格についてあらためて確認したいので、根拠となる要項を出してください。

そしてまた、審査請求書の「4 審査請求の理由」の「(3)」の中で、「また当時、市のほとりの職員の独断でそれを決めたわけではなかったはずなので、当職員は亡くなっているが、当時の上司等に同時(※当時の間違い)の状況を聴取して確認することは可能なはずだが、それはしたのか?」と質問しているが、この弁明書の中でも返答がない。

加えて、みなし資格についても、担

当職員を遡り、どこまでの人が引き継ぎ、誰から引き継ぎがなされていたのかという事実確認を行ったのか、返答を求めます。

以上のように、市の裁量が、今になつて違反、不正請求とされるものであるならば、これまでの間に法に則った形に変えていかなければならなかったにもかかわらず、長年に渡り市の中で引き継ぎがなされてこなかったことが、この事業者指定取消及び介護給付費不正請求とされる状況を招いた要因であり、この責任はさいたま市にある。(11月18日提出の反論書ママ)